

令和2年5月26日
令和2年10月26日改定
令和4年7月1日改定
令和5年1月6日改定
令和5年3月13日改定

名古屋市観光案内所の運営にかかるガイドライン

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び当地域の感染状況等を踏まえ、名古屋市観光案内所（以下、「案内所」という。）について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、運営する。

本ガイドラインの運用期間は「当面の間」とし、国や県等の動向を踏まえて適宜必要な見直しを行う。また、運用終了時期は、当地域の感染状況等を踏まえて総合的に判断する。

1 管理運営受託者が講じるべき措置

(1) 「三つの密」を避けるための取り組みの徹底

① 密閉空間としない

自動扉の常時開放等による換気を行う。

② 密集場所としない

入場者の制限や適度な距離間隔での整列などの誘導等を行うことにより、人と人との距離を2m程度空けるよう徹底する。

③ 密接場面としない

入口と出口を分ける等、案内所内のレイアウトを工夫することで、案内対応者とその他来訪者（パンフレット受領のみのために来館された方等）との接触を避ける。また、職員が案内業務や物販に伴う接客を行う際は、できる限りのソーシャルディスタンスを取る。

(2) ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

案内カウンターへのアクリル板の設置や手指消毒用アルコール液の設置、案内ツールや案内カウンターの定期的な消毒等を行う。

(3) 利用者の健康状態の把握等

非接触型体温計の活用や体温等健康状態の申告等により、利用者の健康状態の把握に努め、発熱時等における案内所の利用及び外出の自粛を促す。

(4) 利用者への注意喚起

37.5度以上の発熱、咳、倦怠感等の症状がある場合の外出自粛や手洗い・う

令和2年5月26日
令和2年10月26日改定
令和4年7月1日改定
令和5年1月6日改定
令和5年3月13日改定

がい、行動記録（いつ、どこで、誰と、どのくらいの時間接触したか等についての記録）の徹底等、2「利用者をお願いする事項」に掲げる内容について注意喚起文を案内所内及びウェブサイトへ掲出する。

なお、マスクの着用については原則、利用者個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。

(5) 案内所職員の感染防止対策の実施

職員の健康状態の把握等に努めるとともに、窓口対応時のマスクの着用を基本し、手洗いの励行等により感染予防対策を行う。また、特に、不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気スイッチ、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位について、除菌及び接触後の手洗いによる接触感染防止を徹底する。

(6) 市内保健センターとの連携

感染者による案内所の利用が明らかになった場合には、速やかに各区保健センターに連絡を取り、感染追跡調査の実施に協力するとともに、案内所内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。

2 利用者をお願いする事項

- (1) できるだけ人との距離を空け、近距離での会話や大声を出すことを避ける。
- (2) 手洗いやうがい、手指消毒を励行等、ウイルスの飛沫・付着を予防する。
- (3) 発熱や咳、倦怠感等の体調不良時には案内所の利用及び外出を自粛する。
- (4) 行動記録（いつ、どこで、誰と、どのくらいの時間接触したか等についての記録）を残すとともに、感染者と接触した可能性がある場合には、保健センターの実施する感染追跡調査に協力する。